

★ 広島県税条例等の一部を改正する条例（条例第二十八号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税並びに半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の有効期限の延長等に関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

(1) 地方団体に対する個人の県民税の寄附金税制について、次の措置を講じることとした。

ア 平成二十八年度以後の各年度分の個人の県民税及び市町村民税から控除する特例控除額について、県民税及び市町村民税の所得割の額の百分の二十に相当する金額を限度とすること。

イ 平成二十七年四月一日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合において、申告特例通知書の送付があった場合、寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の県民税及び市町村民税から税額控除すること。

(2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十一年まで延長することとした。

(二) 法人の県民税

法人の県民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講じることとした。

(三) 法人の事業税

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人について、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率は、次のとおりとした。

付加価値割	資本金割	所得割	
一〇〇分の〇・七二（現行） 一〇〇分の〇・四八	一〇〇分の〇・三（現行） 一〇〇分の〇・二	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・一（現行） 一〇〇分の三・八
		所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の四・六（現行） 一〇〇分の五・五

	所得のうち年八〇〇万円を 超える金額	一〇〇分の六（ 現行一〇〇分の 七・二）
--	-----------------------	----------------------------

(2) 資本金一億円超の普通法人について、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る所得割の税率を次のとおりとした。

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の一・六（現行 一〇〇分の二・二）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・三（現行 一〇〇分の三・二）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の三・一（現行 一〇〇分の四・三）

(四) 不動産取得税

(1) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成二十九年三月三十一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講じることとした。

(2) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(4) その他必要な規定の整理を行った。

(五) 自動車取得税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規

登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置を講じることとした。

- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで一定のものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置を講じることとした。

- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

- (8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

- (10) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（エに掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講じることとした。

ア 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合

するもの

イ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(10) エに掲げるトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講じることとした。

(12) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十九年三月三十一日（オに掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講じることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

エ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係

る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

才 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(六) 軽油引取税

(1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとする

(七) 狩猟税

(1) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講じることとした。

(2) 狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講じることとした。

(八) その他引用条項など必要な規定の整理を行った。

2 広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方消費税の税率の引上げの施行期日を平成二十九年四月一日とした。

3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正

1 (七)(1)及び(2)に係る改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

4 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正

半島振興法の有効期限が延長されたことに伴い、条例の有効期限を平成三十七年三

月三十一日まで延長することとした。

二 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、一 1(四)(4)の改正は、平成二十七年三月三十一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事	務	対象市町
食品表示法に基づく事務のうち、表示事項が表示されていない食品を販売する食品関連事業者に対する指示等		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 市町が処理する事務から削除するもの

事	務	対象市町
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく事務のうち、飲食料品の品質に関する表示の基準が定められている製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査等		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

三 施行期日

平成二十七年四月一日